

令和5年度 愛媛県「募集型企画旅行」支援事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 一般社団法人愛媛県観光物産協会は、この要綱に定めるところにより、愛媛県への送客を目的とした募集型企画旅行商品について、予算の範囲内でパンフレット等の作成経費の一部を助成することにより、旅行需要を持った人に愛媛に関する観光物産情報を認知してもらい、全国から一層の観光誘客、本県のイメージアップ、観光産業の振興を図ることを目的とする。

(助成事業者)

第2条 この助成対象者は、旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条に基づく登録を受けている旅行者とする。

(助成内容)

第3条 助成内容は次のとおりとする。

区分	限度額	助成対象経費
愛媛県内（松山市以外）1泊 ※愛媛県東予又は南予地域等、松山市以外に宿泊する旅行商品を掲載したパンフレット等	150,000円 (経費の2/3を上限とする)	愛媛県への送客を目的とする「募集型企画旅行商品」を掲載したパンフレット等作成経費（制作・印刷代、ダイレクトメール配送費、新聞折込料、新聞・雑誌等への旅行商品広告掲載料（WEBのみは除く））。
愛媛県内（松山市内）1泊＋松山市以外の観光等 ※松山市内に宿泊し、愛媛県東予又は南予地域等、同市以外の愛媛県内市町の施設入場・体験・食事のいずれかを行程に含む旅行商品を掲載したパンフレット等	100,000円 (経費の2/3を上限とする)	
愛媛県内での滞在が主な目的である日帰り旅行	50,000円 (経費の2/3を上限とする)	なお、助成金の額は千円単位とする。

2 次の場合、助成額を加算する。

対象旅行商品における、愛媛県内での宿泊人泊数が50名以上の場合、その実績に応じて助成額を加算する。なお、加算金額の上限は500,000円とする。

区分	愛媛県内での宿泊数	助成金額
愛媛県内宿泊に対する部分	1泊以上	@1,000円×宿泊人泊数

※大人料金を支払った実人数とする（小人・無料人員・添乗員・乗務員を除く）。

(助成の要件)

第4条 前条に規定する助成対象となるパンフレット等作成経費の助成要件は次のとおりとする。

- (1) パンフレット、募集広告チラシ、新聞折込み、新聞広告掲載等を利用し、広く一般配布するもので、愛媛県内の旅行先の画像や案内等が掲載されるものであること。
- (2) 作成経費については、対象となる紙面において、該当旅行商品（コース）が占める面積等に応じて助成対象経費を算出するものとする。
- (3) 愛媛県への送客を目的とする旅行商品であること。但し、コンベンション（大会・会議・セミナー・シンポジウム・スポーツ）、教育旅行、四国霊場巡拝、合宿等を組み込んだ旅行商品は対象外とする。
- (4) 添乗員が同行するもの。
- (5) 旅行商品の設定期間内に、1回以上催行するもので、15名様以上（無料人員・添乗員・乗務員を除く）での出発分を対象とする。
- (6) 旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく感染防止対策を講じた上で催行すること。

（助成の制限）

第5条 パンフレット等作成経費の助成については、1 造成箇所（1つの旅行業者に複数の造成箇所がある場合には造成事業所ごと）につき、第6条の設定期間各区分において、1 旅行商品を原則とする。ただし、予算執行状況によってはこの限りではない。

（助成の申請期間等）

第6条 助成の申請期間等は次のとおりとする。

区分	申請期間	旅行商品設定期間（最大幅）
上期	令和5年4月17日から 令和5年7月31日まで	令和5年5月8日から 令和5年9月30日まで
下期	令和5年6月1日から 令和6年1月31日まで	令和5年10月1日から 令和6年3月20日まで

2 助成は、予算の範囲内で交付することとし、予算額に達した時点で終了とする（書面で申請のあった順に審査し、助成を決定する）。

（助成金の交付申請）

第7条 助成を希望する旅行業者は、助成金を受けようとするときは、パンフレット等に記載した最初の設定日の前日から起算して14日前までに愛媛県「募集型企画旅行」支援事業助成金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて一般社団法人愛媛県観光物産協会代表理事（以下「代表理事」という。）に提出しなければならない。

（助成金の交付決定）

第8条 代表理事は、前条の規定による助成金交付申請書の提出があったときには、その内容を審査し、適当と認めた時は、必要な条件を付して、速やかに助成金の交付決定を行い、愛媛県「募集型企画旅行」支援事業助成金交付決定通知書（様式第2号）により、速やかに通知するものとする。

(助成事業の変更承認申請)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「助成事業者」という。)は、助成金の交付決定を受けた事業(以下「助成事業」という。)の内容を変更又は中止しようとするときは、あらかじめ愛媛県「募集型企画旅行」支援事業変更(中止)承認申請書(様式第3号)を代表理事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、助成金の増額を伴わない軽微な変更については、この限りではない。

2 代表理事は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、愛媛県「募集型企画旅行」支援事業変更(中止)承認書(様式4号)により、通知するものとする。

(実績報告)

第10条 助成事業者は、助成を決定した旅行商品の設定期間終了後30日以内に(下期においては、旅行商品の設定期間終了後30日以内又は令和6年3月31日のいずれか早い日までに)、愛媛県「募集型企画旅行」支援事業実績報告書(様式第5号)に関係書類を添えて、代表理事に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第11条 代表理事は、前条に規定する愛媛県「募集型企画旅行」支援事業実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、助成金の額を確定し、愛媛県「募集型企画旅行」支援事業助成金交付確定通知書(様式第6号)により、助成事業者に通知するものとする。

(助成金の請求及び交付)

第12条 前条の規定により、助成金の額の確定通知を受けた助成事業者は、愛媛県「募集型企画旅行」支援事業助成金請求書(様式第7号)を代表理事に提出しなければならない。

2 代表理事は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(助成金の経理)

第13条 助成事業者は、当該助成事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、助成事業の終了した年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(助成金の交付決定の取消し)

第14条 代表理事は、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 助成事業者が、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成事業者が、助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) その他代表理事が特別の理由があると認めたとき。

2 前項の規定は、助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 代表理事は、第1項の場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交

付されていたときは、期限を定めてその返還を求めることができる。

(雑則)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、代表理事が別に定める。

附則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 7 日から適用する。

令和 年 月 日

一般社団法人愛媛県観光物産協会代表理事 様

所 在 地
名 称
代表者氏名

印

令和 5 年度 愛媛県「募集型企画旅行」支援事業助成金交付申請書

令和 5 年度 愛媛県「募集型企画旅行」支援事業助成金交付要綱第 7 条の規定により、
次のとおり助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の内容 (ツアー名等を記入) ※提出時削除
- 2 パンフレット等作成経費 金 円
- 3 助成交付申請額 金 円
- 4 事業計画書 別紙 1 のとおり
- 5 収支予算書 別紙 2 のとおり

(別紙1)

事業計画書

1. 事業の内容 ※ツアー名等		
2. 宿泊地等 ※区分の左欄に○を 付け、宿泊地等の 内容を記載するこ と。	区分	
		宿泊地等
	愛媛県内(松山市以 外) 1泊	※記載例: ①宇和島市1泊 ②今治市1泊 等 (提出時削除)
	愛媛県内(松山市) 1泊+松山市以外 の観光等	※記載例: ①道後温泉1泊、臥龍山荘(大洲市) ②松山市1泊、坊っちゃん劇場(東温市) 等 (提出時削除)
	愛媛県内での滞在 が主な目的である 日帰り旅行	※記載例: ①マイントピア別子(新居浜市) ②来島海峡急流観潮船(今治市) 等 (提出時削除)
3. 旅行商品の設定 期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	
4. 設定本数及び 送客見込数	設定本数: 本 送客見込数: 人	
5. 作成内容	※記載例: パンフレット 20,000部 ○○新聞(配布部数: ○万部)掲載 全5段モノクロ 会員DM 50,000通 等(提出時削除)	
6. 掲載する愛媛県 内の旅行先の写 真や案内等	※記載例: 道後温泉の写真 しまなみ海道サイクリングの案内 等(提出時削除)	
7. その他特記事項		
8. 担当者	【部署名】 【氏 名】 【連絡先】 TEL : FAX : E-Mail :	

※企画書など旅行商品の内容がわかる書類を添付すること

(別紙2)

収 支 予 算 書

1 収入の部

(単位：円)

区分	予算額	摘要（積算基礎等）
助成金		愛媛県観光物産協会
自己負担金		
計		

2 支出の部

(単位：円)

区分	予算額	摘要（積算基礎等）
計		

注) パンフレット印刷や新聞折込費用の見積書（写）等、印刷経費及び印刷部数が明示されたものを添付のこと

様

一般社団法人愛媛県観光物産協会
代表理事 中村 時広 ㊞

令和5年度 愛媛県「募集型企画旅行」支援事業助成金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった助成金の交付については、令和5年度 愛媛県「募集型企画旅行」支援事業助成金交付要綱第8条の規定により、その交付を下記のとおり決定します。

記

1 助成事業名

2 交付予定額 金 円

3 交付条件

- (1) この助成金は、愛媛県「募集型企画旅行」支援事業助成金交付要綱に基づくもので、この目的以外に使用してはなりません。
- (2) 次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに代表理事の承認または指示を受けなければなりません。
 - ア 申請書に記載された内容を変更するとき。
 - イ 助成事業を中止し、または廃止するとき。
 - ウ 予定の期限内に完了しないとき、またはその遂行が困難となったとき。
- (3) 助成を決定した旅行商品の設定期間終了後30日以内に（下期においては、旅行商品の設定期間終了後30日以内又は令和6年3月31日のいずれか早い日までに）愛媛県「募集型企画旅行」支援事業実績報告書、収支決算書等を提出してください。
- (4) 代表理事が必要と認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、または助成事業の執行状況について実地検査をします。
- (5) 愛媛県「募集型企画旅行」支援事業助成金交付要綱に違反した場合は、交付の決定を取消し、助成金の返還を求めます。

令和 年 月 日

一般社団法人愛媛県観光物産協会代表理事 様

所在地
名称
代表者氏名

印

令和5年度 愛媛県「募集型企画旅行」支援事業変更（中止）承認申請書

令和 年 月 日付け観物協第 号で交付決定通知のあった助成事業について、次のとおり変更（中止）したいので、令和5年度 愛媛県「募集型企画旅行」支援事業助成金交付要綱第9条第1項の規定により、その承認を申請します。

記

1 変更（中止）の内容

2 変更（中止）の理由

3 助成金交付変更額

既交付決定額（A）	金	円
変更承認申請額（B）	金	円
差引増減額（B－A）	金	円

4 事業計画書 別紙のとおり

5 収支予算書 別紙のとおり

※変更後の事業計画書及び収支予算書は、様式第1号（第7条関係）の別紙1及び2を利用のうえ、変更前、変更後がわかるように作成すること。

様

一般社団法人愛媛県観光物産協会
代表理事 中村 時広 ⑩

令和5年度 愛媛県「募集型企画旅行」支援事業変更（中止）承認書

令和 年 月 日付けで申請のあった助成金交付の変更（中止）については、令和5年度 愛媛県「募集型企画旅行」支援事業助成金交付要綱第9条第2項の規定により、次のとおり承認します。

記

1 令和 年 月 日付けで申請のあった令和5年度 愛媛県「募集型企画旅行」支援事業変更（中止）承認申請書記載のとおり。

2 交付予定額

変更後（A）	金	円
変更前（B）	金	円
差引増減額（A－B）	金	円

3 交付条件

- （1） この助成金は、愛媛県「募集型企画旅行」支援事業助成金交付要綱に基づくもので、この目的以外に使用してはなりません。
- （2） 次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに代表理事の承認または指示を受けなければなりません。
 - ア 申請書に記載された内容を変更するとき。
 - イ 助成事業を中止し、または廃止するとき。
 - ウ 予定の期限内に完了しないとき、またはその遂行が困難となったとき。
- （3） 助成を決定した旅行商品の設定期間終了後30日以内に（下期においては、旅行商品の設定期間終了後30日以内又は令和6年3月31日のいずれか早い日までに）愛媛県「募集型企画旅行」支援事業実績報告書、収支決算書等を提出してください。
- （4） 代表理事が必要と認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、または助成事業の執行状況について実地検査をします。
- （5） 愛媛県「募集型企画旅行」支援事業助成金交付要綱に違反した場合は、交付の決定を取消し、助成金の返還を求めます。

令和 年 月 日

一般社団法人愛媛県観光物産協会代表理事 様

所 在 地
名 称
代表者氏名

⑩

令和 5 年度 愛媛県「募集型企画旅行」支援事業実績報告書

令和 年 月 日付け観物協第 号で交付決定通知のあった助成事業の実績について、次のとおり令和 5 年度 愛媛県「募集型企画旅行」支援事業助成金交付要綱第 10 条の規定により報告します。

記

1	事業に要した経費	金	円
2	助成金額	金	円
3	加算金額	金	円
4	事業実績報告書	別紙 1 のとおり	
5	収支決算書	別紙 2 のとおり	

(別紙 1 - 1)

事業実績報告書

○助成事業を実施しての旅行会社からの意見・感想等

1 愛媛県内の観光地・宿泊等に関する感想や意見等

2 助成事業に対するご意見・ご要望等

(別紙 1 - 2)

事業実績報告書②

○催行実績

	実施日	送客人数	備考
月	日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	人 人 人 人 人 人 人 人 人 人	
月	日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	人 人 人 人 人 人 人 人 人 人	
月	日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	人 人 人 人 人 人 人 人 人 人	

※送客実績が確認できる、宿泊施設等が発行する領収書（写）又は証明書を添付のこと。

(別紙2)

収 支 決 算 書

1 収入の部

(単位：円)

区分	予算額	決算額	摘要（積算基礎等）
助成金			愛媛県観光物産協会
自己負担金			
計			

2 支出の部

(単位：円)

区分	予算額	決算額	摘要（積算基礎等）
計			

注1) 支出した経費内容がわかる、パンフレット印刷や新聞折込費用の請求書（写）等、募集に要した経費および部数等が明示されたものを添付のこと

注2) 成果品として、募集に使用したパンフレットや広告掲載の紙面等を添付のこと

観物協第 号
令和 年 月 日

様

一般社団法人愛媛県観光物産協会
代表理事 中村 時広 印

令和 5 年度 愛媛県「募集型企画旅行」支援事業助成金交付確定通知書

令和 年 月 日付けで実績報告のありました令和 5 年度 愛媛県「募集型企画旅行」支援事業助成金については、次のとおり助成金の額を確定したので、令和 5 年度 愛媛県「募集型企画旅行」支援事業助成金交付要綱第 11 条の規定により通知します。

記

- | | | | |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付予定額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付確定額 | 金 | 円 |

令和 年 月 日

一般社団法人愛媛県観光物産協会代表理事 様

所 在 地
名 称
代表者氏名

印

令和 5 年度 愛媛県「募集型企画旅行」支援事業助成金請求書

令和 年 月 日付け観物協第 号で交付確定通知のあった助成金について、令和 5 年度 愛媛県「募集型企画旅行」支援事業助成金交付要綱第 12 条の規定により、次のとおり請求します。

1 請 求 額	金 円
2 振 込 口 座	金融機関名： 支店名： 口座種類： 口座番号 フリガナ 口座名義：